

# 一般国道 42 号 湯浅御坊道路拡幅に係る 環境影響評価書に対する環境大臣意見

本道路事業は、交通渋滞の解消による交通流の円滑化及び交通事故の減少等を図るとともに、地域の発展と活性化に資することを目的に、現在 2 車線で供用されている一般国道 42 号湯浅御坊道路を 4 車線に拡幅するものである。本事業において拡幅の方向を決定するに当たっては、市街地や集落を避け、地形改変を極力抑えるよう検討されているなど、環境影響については、一定の回避がなされていると考えられる。

一方、事業実施区域は多数の動植物が生息しており、既設道路のトンネル工事に伴い沢水が枯渇した経緯もある。

このため、本事業における環境影響ができる限り低減されるよう、以下の措置を適切に講ずる必要がある。

## 1. 動植物等について

評価書において行うとしているサシバの繁殖状況、ナガエミクリの生育状況及び地下水のモニタリング調査を着実に実施するとともに、繁殖等への影響が生じるおそれがある場合には、専門家の助言を得て適切な措置を講ずること。

また、建設段階において新たに希少な動植物が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、これらの種の生息、生育環境への影響が最小限になるよう、適切な保全措置を講ずること。

## 2. 温室効果ガスについて

事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達に関する法律に基づく特定調達品目等の使用に努めること。また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから、地域特性等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減等にも留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。